

富山県子どもまんなか条例パンフレット制作業務委託仕様書

1 業務名称

富山県子どもまんなか条例パンフレット制作業務

2 業務目的

令和8年4月1日施行の「富山県子どもまんなか社会を実現するための子どもの権利に関する条例（略称「富山県子どもまんなか条例）」（以下「条例」という）について、児童生徒の主体的な学びを促進し、保護者をはじめとする一般県民に対して理念や内容を周知することを目的としてパンフレット（紙媒体・デジタルブック）を制作する。

（参考）富山県子どもまんなか条例HP（富山県ホームページ）

https://www.pref.toyama.jp/1201/ordinance_kodomomannaka/top.html

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月1日（月）まで

4 業務内容

本業務の実施にあたっては、「2 委託業務の目的」を実現するため、受注者は、発注者と調整しながら（1）から（3）の各項目を実施する。

(1) パンフレットの制作

ア 企画・編集・発行

- ・パンフレットの対象は、①小学生（4～6年生）、②中学・高校生、③保護者その他の成人とする。
- ・上記対象ごとの理解度を踏まえ、語句構成、レイアウト等の企画立案を行うこと。
- ・必要な写真、イラスト、挿絵及び図表の手配・作成等に係る業務を行うこと。

イ 誌面構成

- ・構成案は、以下のとおりであるが、提案者側で、事業目的に沿った適切な案があれば自由に提案でき、企画提案書には構成案を記載すること。
- ・最終的な構成や内容は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

(誌面構成案)

項目	ページ	内容
①表紙	1	・題字、イラスト、県ロゴマーク等
②条例制定の背景	1	・児童の権利に関する条約、子ども基本法、県内の子どもを取り巻く状況データ 等
③条例制定の趣旨等	1	・条例前文、目的、基本理念 等
④子どもにとって大切な権利	2	・条例第4条子どもにとって大切な権利等
⑤関心をもって読んでもらうための工夫	2	・パンフレットを読む人が子どもの権利や条例についての関心・理解を深め、自発的に学ぶための特集ページ (例) すごろく、クイズ、漫画、ワークシート、子ども支援者へのインタビュー 等
⑥裏表紙	1	・富山県子ども支援委員会の設置、富山県こ

		ども総合サポートプラザ等の相談機関の紹介、条例に関する県HPへのリンク・二次元コード 等
合計	8	

- ・項目①～④及び⑥については、県から引き渡す記載要旨をもとに、イラスト・挿絵の手配、レイアウト、デザインの実施等すべての面にわたり読みやすくわかりやすい編集を行うこと。その際、対象(小学生(4～6年生)、中学・高校生、保護者その他の成人)が理解しやすく、関心をもってもらうようにする原稿の修正は趣旨を変えない範囲内で可能とするものの、必ず発注者の校正を受けること。
- ・項目④には発注者が別途、富山県立富山北部高校の生徒に作成を依頼している各権利のアイコン及び県が意見聴取(8月～10月実施予定)を行うことも等からの条例についての意見を掲載すること。各権利のアイコンは令和8年11月末ごろ納品予定であるため、納品前に文章校正をあらかじめ行う等、進行管理に留意すること。
- ・項目⑤について、企画提案書には、パンフレットを読む人がこどもにとって大切な権利や条例についての関心・理解を深めるための工夫について、対象ごとに記載すること。
- ・企画提案時に小学校高学年向け及び中学・高校生向けの表紙案を提出すること。内容は、題字及びイラスト又は挿絵その他の図像を必ず含むこととし、必要に応じて副題や趣旨説明等を含むことも可能とする。
なお、この表紙案はプロポーザル審査用であり、実際の表紙は契約後、発注者と協議のうえ決定すること。

(2) パンフレットの納品

パンフレットの納品及び送付を行うこと。納品期限は、「5 スケジュール」に記載のとおり。

ア 納品(対象者共通)

パンフレットの規格は下記のとおり。

(紙媒体)

サイズ	J I S規格A4番版	製本サイズ、見開きA3
ページ数	8ページ	表紙、裏表紙含む
色彩	オールカラー4色	
紙質	再生マットコート紙90kg仕様	
製本	中綴じ針金止め(2か所)	
印刷部数	10,000部	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生3,750部 ・中学・高校生3,800部 ・成人2,450部

(デジタルブック)

- ・PC、タブレット、スマートフォンで閲覧可能なフリップ型(県ホームページ公開予定)
- ・県ホームページでの公開作業は、発注者が別途指定する同ページ保守管理業者が行うことから、受託者において同業者と協議しながら必要なファイル等を作成すること。

(その他)

- ・版下データをPDF形式で発注者に納品すること。

イ 発送先

パンフレット（紙媒体）を発注者が指定する関係機関等に送付するとともに、県子ども政策課にも納品すること。

対象	送付先（想定）	箇所（概算）	部数	小計（部）
小学生	フリースクール	60	20	1,200
	市町村（児童福祉主管課）	15	50	750
	こどもサポートプラザ	1	100	100
	予備（県子ども政策課）	1	1,700	1,700
中学・高校生	フリースクール	60	20	1,200
	市町村（児童福祉主管課）	15	50	750
	こどもサポートプラザ	1	100	100
	富山県立北部高校	1	50	50
	予備（県子ども政策課）	1	1,700	1,700
保護者等成人	市町村（児童福祉主管課）	15	50	750
	こどもサポートプラザ	1	100	100
	予備（県子ども政策課）	1	1,600	1,600
合計				10,000

(3) 実績報告書の提出

委託業務を完了したときには、速やかに実績報告書を作成し提出すること。なお、実績報告書には事業概要、成果物（パンフレット本体）、経費内訳書を添付すること。

5 スケジュール

以下を想定しつつ、企画提案書にてスケジュールを提案すること。

時期	内容	備考
7月下旬	受託候補者選定、委託契約手続	
8月～10月	こどもの意見聴取（注）	県実施（4回）
11月末ごろ	こどもにとって大切な権利アイコン納品	県実施
12月末ごろ	原稿完成	
R9.1月上旬	デジタルブック版納品	
1月下旬	印刷版納品	
3月1日	実績報告書の提出（期限）	

（注）こどもの意見を政策に反映させるため、県と市町村が連携してこどもたちの声を聴く機会を創出しているものであり、本年度は4回実施予定（4市）。

(<https://www.pref.toyama.jp/1201/ikenhyoumei/kouryuukai.html>)

6 留意事項

- (1) 業務の実施においては、発注者に対して緊密に進捗状況等を報告、確認し、必要に応じて発注者と協議して業務を進めること。
- (2) 業務の実施にあたり業務全体の詳細な工程表を、契約後速やかに作成し、発注者と協議すること。
- (3) 業務の一部を第三者に委託することが合理的であると発注者が認める場合には、受注者は委託業務の一部を再委託することができる。

- (4) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、富山県の保有とすること。
- (5) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受注者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (6) 成果物については、原則として富山県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができること。ただし、制作の都合上止むを得ず、著作権等を富山県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に申し入れを行い、富山県の了解を得ること。富山県に著作権等を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、富山県と協議すること。
- (7) 本仕様書に明示のない事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (8) 本事業の委託費については、県、市町村、その他団体における助成（補助）事業の対象経費と重複しないこと。
- (9) 本事業の委託費による支出については、使用目的、支払先、金額の根拠や支払時期等を確認できる領収書等の証明書類を事業終了後5年間整備しておくこと。
- (10) 本仕様書はプロポーザル用であり、事業内容については、今後変更の可能性がある。